

中華人民共和国における方言番組に対する 規制通知等再考

Reconsideration on Regulatory Documents of Dialect Program in the People's Republic of China

小 田 格

要 旨

本稿は、小田（2018b）に引き続き、2000年代以降に中華人民共和国で発出された方言番組に対する規制通知等の考察を通じて、当該領域の政策変容のメカニズムを一層明らかにすることを目的とするものである。具体的には、関連政策の枠組みを確認したうえで、6件の規制通知等の内容や、関連する新聞報道、実際の運用状況、学説等を検証し、最後に総合的な検討を行った。そして、導出した結論は、次の通りである。すなわち、各規制通知等の内容を改めて整理・俯瞰すると、広電総局には方言番組に壊滅的な打撃を与える意図がなかったことを読み取ることができ、これを関連する事象と併せて検討するならば、行政機関の言語政策部門と放送部門の間に標準中国語の普及政策に対する意識の温度差があったものと捉えられ、この点もまた政策変容の一要素と解される。

キーワード

標準中国語（普通話）、漢語方言、方言番組、言語政策、言語法

I. 序 論

筆者は、小田（2018b）において、中華人民共和国¹⁾（以下、「中国」という。）の漢語方言²⁾（以下、「方言」という。）を使用したテレビ・ラジオの番組（以下、「方言番組」という。）をめぐる政策の変遷を辿った。その結果、2000年代の方言番組ブーム以降、当該政策が大きく変容したことを指摘した。具

体的には、1980年代以来制限されてきた方言番組が一定程度許容される状況となったことが認められ、この要因としてテレビ市場の競争環境の激化や行政法制の整備などを挙げた。

本稿は、こうした政策変容のメカニズムを一層明らかにすることを目的として、2000年代以降に発出された方言番組に対する規制通知等を考察するものである。同国では、2004年以降、放送領域の行政機関により全国レベルの規制通知等が発出・転送されてきたが、されど方言番組は絶滅することなく、むしろ一定の定着を見せてきた。筆者は、これまでも複数の論考において³⁾、折に触れ全国レベルの規制通知等について解説し、又は一定の検討を加えてきたが、これらを主たる考察対象として取り扱うことはなかった。それゆえ、なぜ規制が度々課されてきたにもかかわらず、方言番組が生き延びることができたのかという疑問に十分回答することができていなかった。そこで今回は、こうした現象が生じた要因を探るべく、各規制通知等の内容を改めて確認するとともに、これらをめぐる新聞報道や実際の運用状況、学説などを検証し、総合的な考察を行うこととしたい。

結論を先取りするならば、2000年代以降に発出された方言番組に対する規制通知等には、内容面で疑問のもたれる部分が多々見受けられた。そして、関連する諸動向も併せて考慮するならば、行政機関の言語政策部門と放送部門の間には標準中国語（以下、原語の「普通話」という。）の普及政策に対する意識の温度差が存在していたものと捉えられ、この点もまた政策変容の一要因として数えられる。

なお、方言番組に対する規制通知等には、地方レベルのものも存在している。この点に関しては、すでに小田（2016b；2017a）にて浙江省及び江蘇省の事例を考察するとともに、小田（2018b）にて政策変容との関係についても論じたことから、詳細はこれらを参照されたい。

II. 政策の枠組み

本章では、方言番組に対する規制通知等の検討に資するよう、全国レベルの政策の枠組みを確認することとしたい⁴⁾。

1. 関係法令

方言番組の関係法令⁵⁾に関する情報を取りまとめたものが表1である。

表1 全国レベルの関係法令

種別	名称	方言番組に関する内容
憲法	中華人民共和国憲法	普通話の普及（第19条）
法律	中華人民共和国 国家通用言語文字法	放送局における普通話及び外国語の使用（第12条）、 国家通用言語文字の使用を基本とする諸状況（第14 条）、方言の使用が許可される諸状況（第16条）
行政法規	ラジオ・テレビ管理条例	規範的な言語文字の使用及び普通話の普及（第36条）
部門 規則	広告言語文字管理 暫定規定	放送領域の広告での方言及び少数民族言語の使用 （第5条）

（中華人民共和国憲法、中華人民共和国国家通用言語文字法（主席令第37号）、廣播電視管理条例（國務院令第228号）、廣告語言文字管理暫行規定（國家工商行政管理局令第86号）に基づき筆者作成）

これらの内容を総じていうと、放送領域では普通話の使用が原則であり、方言の使用は例外と位置づけられている。ただし、いずれの法令の条文もいかなる状況が例外に該当するかまでは明文化していない。

2. 運用の方針

上記のような法令の運用方針を確かめるには、関係文書に当たっていく必要がある。そこで以下では、①放送領域における言語文字の使用に関する基本方針を示した文書、②中華人民共和国国家通用言語文字法⁶⁾（主席令第37号）の公式な逐条解説における方言番組関連の内容を確認することと

したい。

まず、①としては、「ラジオ、映画及びテレビにおける言語文字の正確な使用に関する若干の規定」⁷⁾(国語字〔1987〕第10号)が存在する。当該規定は、1987年4月1日に国家言語文字工作委員会⁸⁾及びラジオ・映画・テレビ部⁹⁾により発出された規範性文書¹⁰⁾であるが、その名の通り、放送及び映画における言語文字の使用に関する諸事項が定められている。そして、全9項のうち、方言の取扱いに触れているのは、第2項及び第3項である。第2項では、ラジオ放送では「少数民族居住地区その他特殊な状況が認められる場合」を除き、徐々に普通話放送の全面实施を実現すること、目下方言を使用している番組は、当該地域の普通話の普及状況に合わせて、徐々に普通話に切り替えていくことが求められている。また、第3項では、映画及びテレビドラマにおいては普通話を使用しなければならず、方言を濫用しないこと、劇中の指導者は原則として普通話を使用すること、内容に鑑み方言を使う必要がある場合には過度な使用を避けること、方言作品の数量は抑制することが規定されている。

つぎに、②としては、全国人大教科文衛委員会教育室(2001)が公表されている¹¹⁾。同資料のうち、放送領域における方言の使用に直接言及されているのは、第12条及び第16条の解説である。第12条の解説では、放送及び映画では国家通用言語文字の使用を原則とするが、方言の使用も排除してはならず、「特殊な方言区」にあつては、関係機関が許可した場合であれば方言放送を継続して差し支えないとする一方、一般には方言放送を今後増加させるべきではなく、徐々に普通話放送の拡大を図るべきだという見解が示されている(全国人大教科文衛委員会教育室 2001: 59-60)。また、第16条第1項第2号の解説では、関係機関の許可を得た場合、放送領域でも方言の使用が可能であり、ゆえに依然として方言番組が存在しているが、これは普通話を解さない一部辺境の住民や高齢者を対象とした措置であつて、

一般には方言放送を増加させず、普通話放送を増やすべきだという見解が繰り返されている。さらに、第16条第1項第3号の解説は、一部の映画・テレビドラマにあっては、ストーリーの進行上、時として方言を使用する必要があるということを認めつつも、一般には方言の使用を極力控えるものと説明している（同上：69-70）。

以上の通り、①及び②の内容は基本的に平仄の合ったものであり、いずれも一般的な状況下では普通話放送を増加させていくべきであるが、特殊な状況下では方言放送も許容するという方針を打ち出している。他方、例外的に方言放送が認められる特殊な状況としては、①に「少数民族居住地区その他特殊な状況」、②に「特殊な方言区」や「一部辺境」といった例示がなされているが、これらが意図するところは必ずしも明らかでない。

Ⅲ. 2000年代以降の規制通知等

本章では、2000年代以降に発出された方言番組に対する規制通知等の規定内容や関連報道、運用状況等を時系列に整理・検討したうえで、学説を確認し、最後にまとめを行う。

1. 各規制通知等の規定内容、関連報道、運用状況等

(1) 「大陸外から輸入されたラジオ・テレビ番組の吹替版放送の管理に関する通知」

「大陸外から輸入されたラジオ・テレビ番組の吹替版放送の管理に関する通知」¹²⁾（広発編字〔2004〕第1188号）は、2004年10月13日に広電総局¹³⁾により発出された規範性文書であり、前文及び3項の規定からなる。

当該通知は、まず前文にて大陸外、すなわち外国並びに特別行政区及び台湾地区から輸入したラジオ・テレビ番組の方言吹替版を放送している状況が、普通話の普及を図るという放送の任務及び使命に反していると指摘

している。そして、第1項にて輸入コンテンツの吹替版を適切に取り扱っていくべきだという基本方針を示したうえで、第2項にて放送局に対して大陸外から輸入されたラジオ・テレビ番組の方言吹替版放送を一律に禁じ、該当番組のすみやかな放送停止を命じるとともに、第3項にて行政機関に対して全面的な検査及び整理を指示している。

こうした通知が出された背景には、「開心蒙太奇(楽しいモンタージュ)」(昆明電視台)に端を発する「猫和老鼠(トムとジェリー)」の方言版の流行が指摘できる。それまで西南部で徐々に人気を獲得してきた「トムとジェリー」の方言版の放送が特に拡大していったのは2004年前半のことであり、同年2月に四川電視台が四川方言版の同作を衛星チャンネルで放送して以降、東北地区や山西省、天津市等でも各地の方言版が出現した(郭鎮之 2009: 『北京晨報』2004年10月21日)。

当該通知は方言番組に対する初の「禁令」ということで注目度も高く、発出後には全国各紙が関連記事を掲載した。2004年10月20日付『華商報』は、通知を受けたテレビ局の対応として、陝西電視台が方言版アニメ放送の計画を取り消したと報じている。また、同年10月20日付『長沙晚報』は、今回の規制通知が対象としているのは方言吹替えの輸入番組であるが、今後、湖南電視台経済チャンネルの方言番組にまで規制が波及するのではないかという懸念を表している。そして、同年10月20日付『瀋陽今報』は、特に根拠を示してはいないが、各地の放送局が制作した方言によるバラエティ番組も放送停止とされるだろうという見通しを示している。「トムとジェリー」の方言版は、主として粗野で乱暴な言葉遣いが問題視されてきたが(劉・石 2005)、そうした表現ではなく、方言という使用言語を捉えて規制するという手法が採用された結果、輸入番組以外の方言番組にも影響が及ぶのではないかという憶測を生み出すこととなったように見られる。

(2) 「中国のラジオ・テレビのアナウンサー及び司会者の職業道德に係る準則」

「中国のラジオ・テレビのアナウンサー及び司会者の職業道德に係る準則」¹⁴⁾は、2004年11月23日に広電総局により「中国のラジオ・テレビの編集者・記者の職業道德に係る準則」¹⁵⁾とともに発出された規範性文書であり¹⁶⁾、放送局のアナウンサー及び司会者が遵守すべき諸事項が全6章35条に亘って規定されている¹⁷⁾。

当該準則の前文は、放送の有する社会的影響力や、党・政府及び人民の代弁者であるという性格を示したうえで、当該領域の人材育成を強化すべく、あるべき精神及び道德の提唱を通じて、アナウンサー及び司会者の職業行為の規範化を図ることを制定目的として述べている。当該準則において言語の使用に関する規定は、「言語」という見出しが付された第4章（第21条～第26条）であるが、特に方言番組と関係を有する規定は次の3か条である。

第21条 ラジオ及びテレビのアナウンサー及び司会者は、積極的に普通話の普及を推進させ、国家通用言語文字の規範化を図り、祖国の言語及び文字の純潔性を維持し、言語文字に関する模範を示すものとする。

第22条 特殊な必要性が認められる場合を除き、一律に普通話を使用するものとする。地域の特徴を有する発音及び表現方法を模倣せず、規範的な言語を損なうような訛り、イントネーション、粗野な表現、俗語及び業界用語を使用せず、普通話に必要性の認められない外国語を混在させないものとする。

第23条 言葉遣い及び文章作成については、現代漢語の文法規則を遵守し、合理的な語順、適当な修飾及び適切な段落となるようにしな

ければならない。方言語彙、文語的語彙、略語又は造語の濫用は差し控えるものとする。

上記の規定のうち、方言の使用に直接言及しているのは、第23条後段であり、方言語彙の濫用は避けるべきであるという旨が示されている。また、第22条は「特殊な必要性が認められる場合を除いて、一律に普通話を使用するものとする」と規定しており、これは換言すれば、方言は原則使用してはならないということの意味する。さらに、「積極的に普通話の普及を推進させ、国家通用言語文字の規範化を図り」（第21条）、「地域の特徴を有する発音及び表現方法を模倣せず」（第22条）、「現代漢語の文法規則を遵守し」（第23条）といった規定も暗に方言を使用することなく、普通話の適切な使用を求める内容と解される。

なお、管見の限り、同準則に関しては、発出後に新聞等による報道は特段なされていない。

(3) 「中国のラジオ・テレビのアナウンサー及び司会者の自主規約」

「中国のラジオ・テレビのアナウンサー及び司会者の自主規約」¹⁸⁾は、2005年8月26日に中国ラジオ・テレビ協会¹⁹⁾により策定された文書であり、その後同年9月7日に広電総局により全国の関係機関等に転送された²⁰⁾。当該規約は、広電総局から転送された文書ではあるが、規範性文書ではなく、あくまで放送関係団体により策定された業界内規範であり、一種のソフトローと見做すべきものである。

当該規約は、前文にて「中国のラジオ・テレビのアナウンサー及び司会者の職業道徳に係る準則」の運用徹底を目指して制定されたものと述べられており、第1条でも同準則を自覚的に遵守するものと定めている。そして、全4章22条のうち、第2章の第9条～第12条が言語の使用に係る規定であるが、その内容は前述の「中国のラジオ・テレビのアナウンサー及び

司会者の職業道徳に係る準則」(第21条～第24条)と大差ないものであり、同準則の内容が繰り返し念押しされているものと受け取られる。

当該規約に関しては、2005年9月から10月にかけて複数の新聞が報じているが、いずれも見出しには「港台腔(香港・台湾風の発音・言い回し)」という文言が確認でき、バラエティ番組での非規範的な普通話の使用が最も問題視されていたことが分かる。さらに、当該規約に違反している司会者の具体例としては、湖南電視台の「快樂大本營(ハッピーキャンプ)」の李湘や汪涵が挙げられている(『競報』2005年9月14日；『成都商報』2005年9月16日；『江南時報』2005年10月25日等)。

(4) 「テレビドラマにおける規範的な言語の使用に係る件の再度言明に関する通知」

「テレビドラマにおける規範的な言語の使用に係る件の再度言明に関する通知」²¹⁾(広発劇字〔2005〕第560号)は、2005年10月8日に広電総局が発出した規範性文書であり、タイトルの通り、テレビドラマの使用言語に関する遵守事項を規定したものである。内容自体は簡潔なものであり、次の通り、前文、本則(全3項)及び後文から構成される。

国家言語文字工作委員会及び広電総局によるテレビドラマでの規範的な言語の使用に関する規定に基づき、目下のテレビドラマでの言語の使用において確認される一部の問題に対して、以下の通り、関係する要求事項を再度言明する。

第1項 テレビドラマの言語(伝統劇を除く。)は、普通話を主としなければならず、一般的な状況下においては、方言及び標準的でない普通話を使用してはならない。

第2項 重大な革命及び歴史を題材としたテレビドラマ、少年・児童を題材としたテレビドラマ及び宣伝・教育をテーマとしたテレビ放

送向けフィルム作品等は、一律で普通話を使用しなければならない。
第3項 テレビドラマに登場する指導者の言語は、普通話を使用しなければならない。

各級行政区の管理部門にあっては、速やかに所管する放送機関・番組制作機関に本通知を申し伝えるときに、国が普通話の普及を強力に進めているという高度な見地に立ち、適切に事態を把握しつつ、業務を執行されたい。

当該通知第1項及び第3項は、前章で確認した「ラジオ、映画及びテレビにおける言語文字の正確な使用に関する若干の規定」の第3項と概ね重なり合う規定であり、方言番組ブームの時期にこれらの内容を改めて周知したものと捉えられる。また、第2項では、①「重大な革命及び歴史を題材としたテレビドラマ」、②「少年・児童を題材としたテレビドラマ」、③「宣伝・教育をテーマとしたテレビ放送向けフィルム作品」という3類型では、一律で普通話を使用するよう要求している。

第1項には、「一般的な状況」という文言が見られるが、これは裏を返せば「特殊な状況」であれば方言を使用することができるということである。しかし、「一般的な状況」や「特殊な状況」の具体例は示されておらず、多くの放送業界の関係者からも『「一般的な状況」とは一体どのような状況を指しているのか？ この通知の規定には、何か口ごもったようなところがあり、区別の基準は明らかにされていない』という指摘がなされている（『華西都市報』2005年10月15日）。

第2項の「重大な革命及び歴史を題材としたテレビドラマ」や、第3項の「テレビドラマに登場する指導者」の使用言語に関しては、普通話を使用することとされている。それでは、こうした規定はどのような理由に基づき設けられているのだろうか。河南省言語文字工作委员会弁公室²²⁾の主

任を務めた王乃燦氏等により編纂された言語文字事業のハンドブック（王・馬 1989）には、「話劇、映画及びテレビドラマで演じられる指導者が方言を話すことは良いのでしょうか？」²³⁾ という項目が設けられており、当局の見解が示されている。この内容を要約すると次のようになる。

すなわち、①複数の指導者が方言により会話したならば、その場面の厳肅性が失われてしまう、②指導者の方言による台詞は多くの観衆にとって理解しにくいものである、③指導者が方言を話し、その他の者が普通話を話していると、バランスを欠き、また前者が特殊な存在だという印象を生じさせる、④毛沢東をはじめとする過去の指導者たちは、普通話の普及事業を非常に重視してきたところであり、ゆえに普通話の使用は彼らに対する尊敬・敬愛である一方、方言を使用したならば、それは生前の彼らの意思に背くようなことである、⑤方言の使用が親近感を生むことは確かだが、それは相対的なことであって絶対的なことではない、以上の理由により、指導者を演じる場合には、方言ではなく普通話を使用しなければならない（王・馬 1989：28-29）。

さて、当該通知に関しては、テレビ放送の花形であるドラマに対する規制ということで全国各紙が報道したが、その内容には地域差が見られた。例えば、「山城棒棒軍（重慶の担夫）」（重慶電視台）や「王保長新篇（王保長の物語・続編）」（四川電視台）などの方言ドラマが人気を博してきた重慶市及び四川省エリアでは、ドラマの監督やテレビ局の関係者からの通知発出に対する遺憾の意が報じられた（『華西都市報』2005年10月15日）。他方、2005年10月14日付『新聞晨報』は、上海東方電視台の関係者に取材を行い、「老娘舅（世話焼きな年配者）」や「開心公寓（ハッピーホテル）」等の情景劇²⁴⁾ は今回の規制対象外というコメントを掲載しており、同年10月23日付『西安晚報』も欄目劇²⁵⁾ の「都市碎戲（都市のショートストーリー）」（陝西電視台）には影響がないだろうと報じている。また、北京市や天津市の新聞は、広

電総局は全国の視聴者が聞いて理解できる北方方言を使用した「馬大帥（馬大帥の物語）」（遼寧電視台）や「楊光的快樂生活（楊光の楽しい生活）」（天津電視台）などのドラマの放送を許容していると報道している（『京華時報』2005年10月14日；『毎日新報』2005年10月26日）。

このように各地の報道に温度差が見られた当該通知であるが、実際の運用状況はどのようなものであったのだろうか。

まず、規制対象外と見られた情景劇や欄目劇に関しては、やはり特段影響が生じることはなく、2006年1月には中央電視台が各地の方言を混用した情景劇である「武林外伝（武術界外伝）」を放送したが、広電総局は同作に対してなんら意見を示すことはなかった（『大連晩報』2006年1月15日）。さらに、2006年1月13日付『毎日新報』の「武林外伝」に関する記事には、広電総局の関係者による「我々の基準は、半分以上の主要な登場人物が普通話を使用していれば、規定違反とはしないというものである」というコメントが掲載されている。

つぎに、連続ドラマ作品に関しては、規制発出から1年2か月が経過した2006年12月に山西省や河南省の方言が使用された「驚天動地（驚天動地）」（内モンゴル電視台）が放送されたが、同作に関する報道では、広電総局の関係者が「方言ドラマは奨励しないが、特殊な状況には特殊な対応が必要である」という見解を示している（『上海青年報』2006年12月15日）。

こうした広電総局の運用方針には、疑問のもたれるところが少なくない。例えば、同局は「半分以上の主要な登場人物が普通話を使用していれば」問題なしというが、これは中華人民共和国国家通用言語文字法の逐条解説（第16条第1項第3号）の「方言の使用を極力控える」という考え方からかけ離れた見解のように見られる。また、同局は「特殊な状況には特殊な対応」という。しかし、何をもちて「特殊な状況」とするかは明らかでなく、最終的な判断は各地の現場の裁量に委ねられることとなっている。果たして

これで適切な規制がなされるのであろうか。

(5) 「テレビドラマにおける方言使用の厳格な管理に関する通知」

「テレビドラマにおける方言使用の厳格な管理に関する通知」²⁶⁾ (広弁発劇字〔2009〕第116号)は、2009年6月18日に広電総局により発出された規範性文書であり、再びテレビドラマが規制対象とされた。

当該通知の前文は、「最近、方言を大量に使用して撮影したテレビドラマの数量が増加しており、このうち一部は方言の使用が節度を失い、過度なものとなっている現象が見られる」という見解を示したうえで、かかる状況は不適切であることから、テレビドラマの言語の規範化を図ることを目的として、関係規定を再度言明すると述べている。この前文からは、2005年に過去の遵守事項の内容が再度言明されたが、しかるにその後方言による作品がまたもや増加していったことが読み取れる。また、このタイミングで当該通知が発出されたことに関しては、2009年という建国60周年の節目にあつて「重大な革命及び歴史を題材としたテレビドラマ」が数多く制作・放送される時期であったからと見られる(『重慶商報』2009年7月17日；『北京青年報』2009年7月22日)。

当該通知の具体的な内容は、第1項にて2005年の通知の規定を繰り返したうえで、第2項及び第3項では、行政機関に対して管理の強化を命じるというものである。第1項及び第2項からは、「一般的な状況」では、普通話の使用を主とすべきという見解が認められるが、何をもって「一般」とし、また何をもって「特殊」とするかについては明らかにされていない。さらに、第2項では、関係部門が「方言を使用すべきでない状況、方言が大量に使用されている状況、又は方言が節度なく使用されている状況」に対して厳格な確認及びすみやかな是正指示を行うべきとしているが、各状況の判断基準もやはり明確にされていない。このように「厳格」な確認を行うための基準自体が曖昧なままの状態、各地の現場での対応が改善さ

れたかといえは疑問が残る。

なお、当該通知に関しても数多くの新聞記事が確認できる。まず、同通知発出の背景としては、以前にも同様の通知が発出され、注意喚起されたにもかかわらず、一向に状況が改善しなかったことが指摘されており（『新京報』2009年7月17日；『東方早報』2009年7月17日；『東南快報』2009年8月19日）、2009年3月の「我的團長我的團（わが隊長わが隊）」（上海電視台）や同年6月の「我的兄弟叫順溜（わが兄弟、順溜）」（中央電視台）をはじめとして、近年、方言によるドラマが多数放送されてきたことが報じられている（『羊城晚報』2009年7月17日；『文匯報』2009年7月22日；『惠州日報』2009年7月23日等）。また、2009年8月12日付『都市快報』は、当該通知を受けて放送停止の措置が講じられた実例として「潜伏（潜伏）」（北京電視台）を挙げており、それまで四川省では方言版が放送されていたところ、第9話以降が普通話版に切り替えられたとされる。他方、この段階でも依然として情景劇である「一家老小向前衝（一家みんなで突き進もう）」（湖南電視台）への影響を懸念している報道（『三湘都市報』2009年7月18日）が存在していることからすると、前回2005年に発出された通知の趣旨や運用方針が全国的に共有されていなかったことも窺われる。

(6) 「ラジオ・テレビ番組の規範的な言語使用による普通話の普及に関する通知」

「ラジオ・テレビ番組の規範的な言語使用による普通話の普及に関する通知」²⁷⁾（広発〔2013〕第96号）は、2013年12月31日広電総局により発出された規範性文書であり、ラジオ・テレビのアナウンサー・司会者及びゲストに対する言語の使用面での注意事項がまた改めて示されることとなった。

当該通知の前文は、従前、広電総局は放送領域において使用される言語の規範化や条件提示などに取り組んできたが、最近一部の番組の司会者及びゲスト出演者による香港・台湾風の発音・言い回しの模倣や、みだりな

方言の使用、外国語の混用、アルファベットによる略語²⁸⁾の濫用等の問題が依然として目立ち、特にオーディション等のバラエティ番組でその傾向が顕著なことから、こうした不適切な状況を是正し、テレビ・ラジオが普通話の普及に模範的な役割を果たしていくことができるよう、関係事項を通知すると宣言している。

また、当該通知は、前文及び4項という構成であり、大部分が2004年の準則及び2005年の規約と大差ない内容であるが、新たにゲスト出演者の取扱いが加えられている。同通知第2項は、番組にゲストを出演させる場合には、事前に規範的な言語の使用についての注意を喚起し、「故意による香港・台湾風の発音・言い回しの模倣、みだりな方言の使用、外国語の混用等」が認められたときには、直ちに是正するよう指摘しなければならないと定めている。一方、第1項には他の通知と同様に「番組での特殊な必要性を除いて、一律で普通話を使用し」という件が存在しているが、その「特殊な必要性」が何を意味するのか、やはり今回も具体的な説明はなかった。

当該通知も発出後に全国各紙が関連する報道を行っている。長江デルタ一帯の新聞は、同通知が各地の方言番組に影響を及ぼすことはないと報じている（『新聞晨报』2014年1月5日；『現代金報』2014年1月7日；『揚子晩報』2014年1月8日）。他方、今回も問題事例として挙げられているのは、湖南電視台の「快樂大本營」や「天天向上(毎日向上)」といった番組であり、これらに出演する謝娜や汪涵などの司会者であった（『太原日報』2014年1月9日）。

2. 学 説

ここまで見てきた方言番組の規制を目的とした通知等は、その発出後に法学領域の研究者により考察対象とされ、又は論及されてきた。該当する論考としては、劉・石（2005）、高・杜（2009）、高軍（2010）、翁金箱（2011）等が存在しており、これらは言語権という角度から方言番組をめぐる法令

等に検討を加えたものであり、おしなべて規制に対して批判的な態度を示している²⁹⁾。より具体的には、総じて次のような見解を示している。すなわち、方言の使用を制限し、普通話の使用を強制するような規範性文書は、中華人民共和国憲法や中華人民共和国国家通用言語文字法などの上位法との関係規定の授權範囲を超越しており、言語権の侵害に当たるものである(劉・石 2005；高・杜 2009；高軍 2010；翁金箱 2011)。

3. 小 括

(1) 全体的な傾向

1987年に発出された「ラジオ、映画及びテレビにおける言語文字の正確な使用に関する若干の規定」は、方言の使用を減少・抑制していくという基本方針を示し、これは中華人民共和国国家通用言語文字法の公式な逐条解説にまで継承されている。これに対して、2000年代の各種通知等は、ジャンルごとに規制事項を示したものであり、その主たる対象は、①アニメ等の大陸外からの輸入番組(2004年通知)、②テレビドラマ(2005年通知、2009年通知)、③バラエティ番組の司会者等(2004年準則、2005年規約、2013年通知)に大別される。

表2 2000年代以降に発出された方言番組に対する規制通知等のまとめ

発出日	名称	種別	構成	規制対象
2004年 10月13日	大陸外から輸入されたラジオ・テレビ番組の吹替版放送の管理に関する通知	規範性 文書	前文及び3項	アニメ等の大陸外からの輸入番組
2004年 11月23日	中国のラジオ・テレビのアナウンサー及び司会者の職業道徳に係る準則	規範性 文書	6章35条	バラエティ番組の司会者等
2005年 8月26日	中国のラジオ・テレビのアナウンサー及び司会者の自主規約	業界内部 規範	4章22条	バラエティ番組の司会者等

2005年 10月8日	テレビドラマにおける規範的な言語の使用に係る件の再度言明に関する通知	規範性 文書	前文、本則 (3項)及び 後文	テレビドラマ
2009年 6月18日	テレビドラマにおける方言使用の厳格な管理に関する通知	規範性 文書	前文及び3項	テレビドラマ
2013年 12月31日	ラジオ・テレビ番組の規範的な言語使用による普通話の普及に関する通知	規範性 文書	前文及び4項	バラエティ番組の 司会者等

(「広電総局関於加強規制境外廣播電視節目播出管理的通知」(広発編字〔2004〕第1188号), 「中国廣播電視播音員主持人職業道德准則」(2004年11月23日広電総局), 「広電総局関於批駁中国廣播電視協會『中国廣播電視播音員主持人自律公約』的通知」(広発編字〔2005〕第554号), 「広電総局関於進一步重申電視劇使用規範語言的通知」(広発劇字〔2005〕第560号), 「広電総局弁公庁関於嚴格控制電視劇使用方言的通知」(広弁劇字〔2009〕第116号), 「関於規範廣播電視節目用語推广普及普通話的通知」(広発〔2013〕第96号)に基づき筆者作成)

1980年代から2010年代までの通知等の大半に共通しているのは、「一般的」な状況では普通話を使用しなければならないが、「特殊」な状況や必要性によっては方言の使用も許容するという点である。しかし、一体何をもって「特殊」と判断されるのか、その基準は一貫して詳らかにされてこなかった。そして、それゆえに統一的な運用がなされず、その結果として同じような通知等が繰り返し発出される事態となっている³⁰⁾。

(2) 規制の目的

方言番組関連の規制通知等の発出目的に関しては、それぞれの内容を額面通りに受け取るならば、まず第1に、言語政策上の観点、例えば、普通話のより一層の普及を図るに当たって、方言番組が氾濫している状況は適当でないという判断に基づきなされたものと解される。しかし、各通知等を改めて見直してみると、疑問のもたれるところも少なくない。

第1に、2004年の通知は、大陸外から輸入した番組に方言音声を配して放送してはならないと規定しているが、それでは、なぜ規制対象を輸入作品に限定しているのだろうか。もちろん、同通知が取締りの対象として念頭に置いていたのが「トムとジェリー」の方言版だったことは分かるが、

たとえそうだったとしても、大陸の作品を規制対象から除外する理由は見当たらない。むしろ規範的な言語の使用を徹底するのであれば、大陸で制作された番組こそ方言に吹き替えてはならないようにも思われる。

このように輸入番組に規制対象を限定している点に関しては、国産アニメの保護政策との関連性が窺われる。すなわち、NHK放送文化研究所(2006)は、従前より広電総局が輸入アニメの内容(暴力等)を問題視するとともに、国産のアニメを振興するために各種の規制を実施してきたと指摘している。こうした事情に鑑みると、広電総局は「トムとジェリー」の方言版などを「普通話の普及」や「規範的な言語文字の使用」といったルールに違反していると論難し、その放送を禁止したが、これはいわば別件逮捕であって、本当の狙いは大陸外のアニメ作品の規制であったようにも推察される。

第2に、2005年の通知は、テレビドラマでの方言の使用を規制するものであったが、その規定には裁量の余地が残されており、実際の運用は不透明なものであった。すなわち、同規定の発出時には、どのような状況において、あるいはどの程度までならば方言を使用することができるのかといった具体的な基準は明らかにされておらず、それゆえ各地のテレビ局の理解の程度にも差が見られた。また、広電総局は「後出し」の形で、新聞の取材に対し「半分以上の主要な登場人物が普通話を使用していれば」問題なしという独自の運用基準を有していると回答した。そして、2005年の通知が曖昧だったがゆえに、2009年に改めて同様の通知が発出されたが、その際にも内容的には大きく変わっておらず、依然として放送局の理解が十分ではない様子も報道されていた。

さらに、2005年及び2009年の通知の共通点として指摘できるのは、規制対象が国家級又は省級衛星チャンネルの北方方言による連続テレビドラマ作品だったことである。つまり、2000年代中盤からの「方言番組ブーム」で流行した各地の方言による情景劇・欄目劇は規制対象とされてはおらず、

一部影響の波及を危ぶむ声も報道されてはいたものの、実際に各通知により放送停止となった事例は確認できず、むしろ中央電視台が「武林外伝」を放送したという事例が目をつけた。

第3に、2004年の準則、2005年の規約、2013年の通知は、ラジオ・テレビ番組のアナウンサー・司会者やゲスト出演者が遵守すべき事項が仰々しく多岐に亘り定められているが、新聞報道からも分かる通り、実際は特定の司会者を念頭に置いたものと考えられ、なかんずく中央電視台—広電総局の直属部門—の商売敵ともいべき湖南電視台衛星チャンネルの人気番組及びその司会者を取り締まることを想定した内容となっている。

以上の通り、方言番組に関する規範性文書等に関しては、理解しがたい箇所が数多く存在している。すなわち、規制対象の選定に疑問があるものもあれば、遵守すべき事項が曖昧なものもあり、運用が恣意的なものもあった。また、当初の通知が曖昧な内容だったがゆえに、同様の通知が繰り返される状況も見られた。さらに、国産アニメ産業や中央電視台を優遇するための措置と思しき事例も認められた。

IV. 考 察

方言番組をめぐる政策は、言語文字事業を所管する国家言語文字工作委員会と、放送関連行政を司る広電総局とにより担われている。その役割分担はといえば、前者が基本的な方針を策定し、後者が番組やチャンネルの審査等を通じて具体的な対応を図るというものである。それでは、方言番組をめぐる政策の面で、この2つの機関は果たして十分に息の合った対応をとってきたのだろうか。

2004年の方言番組ブームの発生後、広電総局は全国レベルの規制通知を複数発出してきた。こうした規制通知に関しては、発出される度に各地で新聞報道がなされ、またその後には法学領域の研究者による批判的な論考も

発表されてきた。そして、規制通知に関する言説では、少なからず「規制当局」対「放送局」、ないしは「方言」や「地方」への「抑圧」という構図が描き出されてきた。また、方言番組に対する規制通知は、いずれも一見する限りにおいては、言語政策上の観点、すなわち普通話の普及政策を推進するに当たっては、テレビ・ラジオで方言を使用することは適当でないという考えに基づき策定されたもののように見受けられる。

しかし、既述した通り、実際に各規制通知を確認していくと、内容面で疑問がもたれる点が多々認められ、これには放送局の困惑する様子なども報じられてきた。そして、もとより広電総局が本気で方言番組を取り締まろうとするならば、法令である広電総局令（國務院部門規則）を制定し、違反事例に対して比較的強硬な手段を講じることも可能であって³¹⁾、曖昧な内容の規制通知を何度も発出する必要はなかった。

それでは、なぜ広電総局は方言番組の管理を真に強化する策を講じてこなかったのか。この理由を説明するには、やはり同局と国家言語文字工作委員会との間に、普通話の普及政策に対する意識の温度差があったと指摘せざるをえない。

2000年代の方言番組ブーム以降、確かに広電総局は規制通知を発出してきたが、他方において、自身の直属部門である中国ラジオ・映画・テレビ社会組織連合会³²⁾が刊行する学術雑誌『中国広播電視学刊（China Radio & TV Academic Journal）』には、方言番組に関する論考も多数掲載させており³³⁾、業界の新たな試みに対して理解を示してきたようにも見られる³⁴⁾。また、2000年代前半の方言番組ブームは、2004年に開催された「中国国際ラジオ・映画・テレビ博覧会」³⁵⁾において「阿六頭説新聞（阿六頭がニュースを話す）」（杭州電視台）をはじめとする方言を使用した4作品が「全国優秀テレビ番組百選」³⁶⁾に選出されたことにより決定づけられることとなったが、同イベントも広電総局及び中国メディアグループ³⁷⁾が主催したものであった。

テレビ市場の規制当局であるとともに、調整役でもある広電総局としては³⁸⁾、業界の競争環境が厳しさを増すなかで、地方ローカル局が一定程度の方言番組を制作・放送することはあまり問題視していなかったように思われ、この傍証としては、ブーム時に主流であった方言によるニュース・情報番組や欄目劇・情景劇に対しては直接的な規制を一度も課さなかったことが挙げられる。

広電総局が放送業界の発展と普通話の普及とを天秤にかけたとき、やはり自らと直接的な関係を有する前者を優先したとしても不思議ではない。とはいえ、広電総局自身も国家言語文字工作委員会の構成組織の1つであり³⁹⁾、方言番組が急増した事態が問題として取り上げられているなか、これらに一切対応しないという訳にもいかなかったであろう。そこで、いわば一種のポーズをとるために規制通知を発出する運びとなったが、そもそも方言番組全体に致命的な打撃を与えるつもりもない。また、どうせ規制通知を発出するならば、国産アニメ産業や自身の直属部門に有利な内容を盛り込んだ方が得策である。中途半端な規制通知が続出した理由を考えていくと、どうしてもこうした事情があったと仮定せざるをえない。

一方、放送業界とは距離を置く国家言語文字工作委員会は、普通話の普及政策を進めていくに当たって、テレビ・ラジオでの方言の使用は適当でないという態度を崩すことはなかった。例えば、2002年5月に全国人民代表大会教育科学文化衛生委員会、教育部及び国家言語文字工作委員会による連合調査研究チーム⁴⁰⁾により取りまとめられた「ラジオ・映画・テレビ系統における中華人民共和国国家通用言語文字法の宣伝の徹底に関する状況に係る調査研究報告」⁴¹⁾は、方言放送の比率が高い珠江デルタ一帯の状況を取り上げたうえで、ラジオ・テレビの番組制作では、使用言語よりも内容こそが重要であることから、普通話による質の高い作品を用意すべきであるという見解を示している。また、方言番組ブームが起きた後となる

2006年9月13日に、中国共産党中央弁公庁及び国務院弁公庁により公表された「第11次五カ年計画期における国家文化発展計画綱要」⁴²⁾（文政法発〔2006〕第27号）の第7節（民族文化の保護）第31項（国家及び民族の言語文字の規範化及び保護）にも、従前の言語政策の諸方針に加えて「ラジオ・テレビの方言番組の放送割合を厳格に抑制する」という記述が盛り込まれている⁴³⁾。これらの文書からは、国家言語文字工作委员会が各業界はあくまで普通話の普及・使用を基礎として発展していくべきだという考え方に立っており、まして方言番組が流行している状況に寛容な訳ではなかったことを読み取ることができる。

以上の通り、各種の動向に鑑みれば、広電総局と国家言語文字工作委员会との間には、普通話の普及政策に対する意識の温度差が存在していたものと判断され、この点もまた2000年代の方言番組ブームの発生や、政策の変容の要因の1つとして挙げるべきものと思われる。そして、方言番組ブーム以降の広電総局による規制通知の発出に関しては、中央の規制当局による地方の放送局及びその方言番組への抑圧という二項対立で捉えれば分かりやすいだろうが、しかしその内実はより複雑だったと解すべきであろう⁴⁴⁾。

V. 結 論

本稿の結論は、次の通りである。

- ①2000年代以降に発出された規制通知等の内容を改めて整理・俯瞰してみると、広電総局には方言番組に壊滅的な打撃を与える意図がなかったことが読み取れる。
- ②この点を関連する事象と併せて検討するならば、同局と国家言語文字工作委员会の間には、普通話の普及政策に対する意識の温度差があったと見られる。

- ③こうした行政機関の言語政策部門と放送部門との間に見出される意識の温度差もまた方言番組をめぐる政策変容を引き起こした一要因と解される。

方言番組をめぐる各種文書に散見される「特殊な状況」が認められる地域に関しては、筆者はこれまで小田（2016a；2016b；2017b；2018a）にて各地の事例を考察し、もって香港のテレビ放送に対抗するために広東語放送を実施している広東省や、対台湾政策の一環として閩南語放送を実施している福建省、あるいは依然として普通話を解する者が少ない農村部などが該当することを明らかにしてきた。

こうした地域において方言放送が許容され、現に実施されてきたことは、もとより業界ではある程度周知の事実であったと思われるが、とはいえ、規範性文書や法律の公式解説などに「特殊な状況」の具体例を明示することとなれば、一部地域の特別扱いが殊更目立ってしまい、他の行政区からの批判・反発などが起こる可能性もある。こうした事情の下で、言語政策部門としては、放送業界の関係者がその意図を十分に汲み取りつつ、適切な運用を図ることを期待して「特殊な状況」といった抽象的な表現をあえて採用してきたものと推察される。

しかし、こうした「暗黙の了解」を前提とした法の運用は、方言番組ブームという突発的な異常事態によりその姿を変えていった。すなわち、2004年以降、「特殊な状況」が特段認められないような地域で方言番組が急増し、この影響が全国に拡大することとなり、その後多くの放送局のラインナップに定着するようになったのである。そして、この政策変容の一連のプロセスにおいて、広電総局が果たした役割は極めて大きなものだったと解される。なぜなら、同局がブーム発生直後に各地の状況が適当でないと判断し、方言番組の取締りに本腰を入れていたならば、本来あるべき法の運用に引き戻すこともできたからである。

〔付 記〕

本稿は、筆者が京都大学博士（人間・環境学）を取得した論文（題目：中華人民共和国の漢語方言を使用したテレビ番組をめぐる政策の研究—東南部の事例を中心として—）の未刊行の部分を1編の論考として再構成し、かつ、加筆・修正を行ったものである。また、本稿の内容の一部は、日本語政策学会第20回記念研究大会（2018年6月17日、於・早稲田大学）での口頭発表「中華人民共和国の放送関連言語法の体系」に更なる研究を加えたものでもある。

注

- 1) 本稿では、諸制度の異なる特別行政区及び台湾はここに含めない。なお、文中で「大陸」という場合、本稿にいう「中国」と同義と解して差し支えない。
- 2) 漢語方言は、内部の差異が非常に大きいこともあり、「漢語系諸語」等の呼称も存在しているが、本稿では中国の法令等でも使用される「(漢語)方言」という呼称を採用する。
- 3) 具体的には、小田（2010；2012；2016a；2018b）が挙げられる。
- 4) 各法令等に関しては、過去に小田（2016a；2018b）等で検討したことから、詳細はこれらを参照のこと。
- 5) 本稿にいう法令とは、中華人民共和国憲法並びに中華人民共和國立法法（主席令第31号）第2条に規定される文書のことを指す。なお、法令のタイトルには「」を付さず、それ以外の文書のそれには「」を付す。
- 6) 原語：中華人民共和国国家通用語言文字法。
- 7) 原語：「關於廣播，電影，電視正確使用語言文字的若干規定」。
- 8) 原語：国家語言文字工作委員會。中国の言語政策の方針や中長期計画の策定等を行う機関である。
- 9) 原語：廣播電影電視部。
- 10) 原語：規範性文件。行政機関等が発出する決定、規定、通知等の文書のことを指す。
- 11) 中華人民共和国国家通用語言文字法の公式な解説書等としては、司法部法制宣伝司（2000）及び全国人大教科文衛委員會教育室・教育部語言文字応用管理司（2001）も存在しているが、逐条解説のスタイルを採用していることもあって全国人大教科文衛委員會教育室（2001）の内容が最も詳細であり、ゆえに本稿では同資料を確認することとした。なお、3種類の資料に示されている方言放送の方針・取扱いは、基本的に平仄の合ったものである。

- 12) 原語：「広電総局關於加強識制境外廣播電視節目播出管理的通知」。
- 13) 現在、中国において放送関係事業を所管している中央の行政機関は、国务院直属の国家ラジオ・テレビ総局（原語：国家廣播電視總局）である。建国以降、同国の放送領域の所管機関は、頻繁に改組を繰り返してきたが、1998年3月に国家ラジオ・映画・テレビ総局（原語：国家廣播電影電視總局）が設置され、2013年4月に国家報道・出版・ラジオ・映画・テレビ総局（原語：国家新聞出版广电總局）に改組された後、2018年3月に現在の組織に移行するまで一貫して「広電総局」という略称が使用されてきた。したがって、本研究では1998年以降の組織名称として「広電総局」という略称を用いる。
- 14) 原語：「中国廣播電視播音員主持人職業道德准則」。
- 15) 原語：「中国廣播電視編輯記者職業道德准則」。
- 16) 原語：「広電総局關於印發『中国廣播電視編輯記者職業道德准則』和『中国廣播電視播音員主持人職業道德准則』的通知」。
- 17) 具体的には、責任（第1章）、品格（第2章）、イメージ（第3章）、言語（第4章）、廉潔性（第5章）及び附則（第6章）という章立てとなっている。
- 18) 原語：「中国廣播電視播音員主持人自律公約」。
- 19) 原語：中国廣播電視協會。
- 20) 原語：「広電総局關於批轉中国廣播電視協會『中国廣播電視播音員主持人自律公約』的通知」（広発編字〔2005〕第554号）。
- 21) 原語：「広電総局關於進一步重申電視劇使用規範語言的通知」。
- 22) 原語：河南省語言文字工作委员会办公室。
- 23) 原語：「話劇，電影，電視劇里扮演的領袖人物講方言好不好？」（王・馬1989：28-29）。
- 24) シチュエーション・コメディに該当する作品を指す。
- 25) 実話に基づく再現ドラマ又はこれに類する作品を指す。
- 26) 原語：「広電総局办公厅關於嚴格控制電視劇使用方言的通知」。
- 27) 原語：「關於規範廣播電視節目用語推廣普及普通話的通知」。
- 28) ここにいうアルファベットによる略語とは、NBAやPKなどが該当するものと見られる。
- 29) 中国における言語権研究に関しては、2003年頃から確認することができ、その後2004年3月の中華人民共和国憲法の改正により「国は、人権を尊重し、保障する」（第33条第3項）という規定が盛り込まれたことを受けて増加した。本件については、小田（2009）を参照のこと。
- 30) 「特殊」や「一般的」という文言が含まれていないのは「大陸外から輸入されたラジオ・テレビ番組の吹替版放送の管理に関する通知」のみである。同

- 通知は、「大陸外から輸入されたラジオ・テレビ番組の吹替版放送」を一律で不可とするという明確な規定が設けられ、これが功を奏してかその後同様の通知が発出されることはなかった。ただし、2011年12月には湖南省の衡陽電視台都市チャンネルにて「トムとジェリー」の方言版が新たに放送開始されており、違反事例が皆無となった訳でもないようである（『湖南廣播電視年鑑』2012年版：267-268）。
- 31) 現に国家言語文字工作委员会の事務局業務を担う教育部言語文字应用管理局（原語：教育部語言文字应用管理司）の職員である魏丹（2010）は、方言番組を管理するための広電総局令の制定を構想していた。
 - 32) 原語：中国廣播電影電視社会組織聯合会。
 - 33) 2018年8月15日にCNKI（China National Knowledge Infrastructure / 中国知網）（<http://gb.oversea.cnki.net/new/>）「簡体版」において、精度を「正確（原語：精確）」に設定したうえで、「テーマ（原語：主題）」を「方言番組（原語：方言節目）」として検索したところ、同誌では過去に16編の論考が掲載されていることが確認できた。
 - 34) 例えば、張洪（2007：54）は、「杭州話により放送されている『阿六頭說新聞』は、当地で大きな反響を巻き起こし、全国の多くの刊行物、特に『中国廣播電視学刊』等の権威ある専門誌もその革新的な方法を肯定し、もって全国的にかなりの知名度と影響力を有するようになった」と述べており、『中国廣播電視学刊』が方言ニュースの代表格を「公認」したことは、その後の方言番組の拡大に大きな影響を及ぼしたものと思われる。
 - 35) 原語：「中国国際廣播影視博覽会」（2004年8月24～28日、於・北京市）。
 - 36) 原語：「全国百佳欄目」。なお、対象はテレビ番組のみであったことから、「欄目」は「テレビ番組」と訳している。
 - 37) 原語：中国廣播影視集團。
 - 38) 日本貿易振興機構（2007：3）は、テレビ市場に対する政府の役割が「完全支配」（1958～1978年）から「管理者」（1979～1998年）を経て、「調整役」（1999年以降）に変化してきたことを指摘している。広電総局は規制当局としてのイメージが定着しているが、その職責を確認すると、放送領域の発展の調整や改革の推進、海外進出の促進などが示されており、「調整」の比重も比較的大きいことが分かる（国家廣播電視総局ウェブサイト「主要職責」（<http://www.sappoft.gov.cn/>）（最終閲覧2018年8月15日））。
 - 39) 国家言語文字工作委员会は、「諮問委員会」（原語：諮詢委員会）と「構成組織」（原語：組成單位）からなる。前者は過去の言語文字工作委员会の役職者や言語関連の研究者が「研究員」を務め、後者は國務院の各部門、党その

他の組織が構成メンバーであり、それぞれの代表者が「委員」に就任している。そして、後者の組織の中に広電総局も入っている（教育部語言文字應用管理司 2009：24）。

- 40) 原語：全国人大教科文衛委員会，教育部，国家語言文字工作委員会聯合调研组。
- 41) 原語：「廣播電影電視系統宣傳貫徹『国家通用語言文字法』情況調研報告」（李学明 2010：159-164）。
- 42) 原語：「国家『十一五』時期文化發展規劃綱要」。
- 43) 当該綱要を公表したのは中国共産党中央弁公庁及び国务院弁公庁であるが、原案を策定したのは関連する各事業部門と解され、言語政策に関する第7節第31項の内容は、国家語言文字工作委員会及び教育部により取りまとめられたものと見られる。
- 44) 正直に告白すれば、かくいう筆者も最初からこのような構図を見抜いていた訳ではなかった。実際、小田（2010）では、現地の報道と同じく方言番組に対する規制通知の発出を中央からの禁令発動と捉えていたし、その後小田（2012）では、規制対象などに若干疑問を呈したものの、各種通知の詳細な検証は行わなかったことから、依然として全体の状況把握にまでは至っていなかった。

参考文献

[邦文]

- NHK放送文化研究所（2006）「中国，外国アニメ番組の放送を制限」『放送研究と調査（月報）』2006年10月号
- NHK放送文化研究所（2007a）「中国，“低俗番組”排除に向け管理強化へ」『放送研究と調査（月報）』2007年3月号
- NHK放送文化研究所（2007b）「中国，“スター誕生”番組の放送を規制」『放送研究と調査（月報）』2007年11月号
- NHK放送文化研究所（2011）「中国，地方テレビ局の人気番組を制作禁止に」『放送研究と調査（月報）』2011年11月号
- 上拂耕生（2016）『『規範性文書』に対する司法審査に関する一考察（一）—中国の行政訴訟法改正と『規範性文書』の法的統制—』『アドミニストレーション』第22巻第2号
- 岡村志嘉子（2015）「中国における立法法の改正」『外国の立法：立法情報・翻訳・解説』第265号

- 小田格 (2009) 「中華人民共和国における言語権研究について」『人文研紀要』第65号
- 小田格 (2010) 「中華人民共和国における漢語方言と言語政策—方言番組とその規制をめぐって—」中央大学人文科学研究所編『現代中国文化の光芒』中央大学出版社
- 小田格 (2012) 「中華人民共和国における方言番組の現状と今後の展望について」『人文研紀要』第74号
- 小田格 (2016a) 「中華人民共和国福建省南部における閩南語テレビ放送について—対台湾政策下における特例措置」『言語政策』第12号
- 小田格 (2016b) 「中華人民共和国浙江省における方言番組と政策変容：新旧の関係通知をめぐって」『中国研究月報』第70巻第8号
- 小田格 (2017a) 「中華人民共和国江蘇省における方言番組とその規制：関係通知の策定背景及び運用実態を中心に」『中国研究月報』第71巻第2号
- 小田格 (2017b) 「中華人民共和国福建省東部における閩東語テレビ放送について：方言放送専門チャンネルの開設をめぐって」『中国研究月報』第71巻第6号
- 小田格 (2017c) 「言語政策と評価に関する一考察：中華人民共和国の『都市における言語・文字に関する事業の評価』制度を事例として」『人文研紀要』第86号
- 小田格 (2018a) 「中華人民共和国広東省珠江デルタにおける広東語テレビ放送をめぐる政策—方言放送特区の成立、経過及び展望—」『社会システム研究』第21号
- 小田格 (2018b) 「中華人民共和国における方言番組をめぐる政策の変遷」『中国研究月報』第72巻第7号
- 小田格 (2018c) 「中華人民共和国上海市における上海語テレビ放送と言語政策—ポスト標準中国語普及時代の方言放送の行方—」『人文研紀要』第89号
- 國谷知史 (2011) 「規範的文書」國谷知史・奥田進一・長友昭編集『確認中国法用語250』成文堂
- 日本貿易振興機構 (2007) 『中国におけるテレビ番組販売ハンドブック (輸出促進調査シリーズ)』日本貿易振興機構 (JETRO) 市場開拓部輸出促進課
〔中文〕
〔論考, 著書, 年鑑等〕
- 高軍・杜学文 (2009) 「“語同音” 与人権保障—対憲法“国家推広全国通用的普通話” 条款的法理思考」『延辺大学学报 (社会科学版)』2009年第6期
- 高軍 (2010) 「我国語言權立法及其司法審查建議」『南都學壇』2010年第2期
- 郭鎮之 (2009) 「方言電視的本土追及—基於對昆明地區電視方言節目的調查解析」

- 『現代伝播』2009年第6期
- 『湖南広播電視年鑑』編輯委員會編(2012)『湖南広播電視年鑑』2012年版, 湖南人民出版社
- 教育部語言文字應用管理司編(2009)『雅言華章和諧中華 新中国語言文字工作60年』語文出版社
- 李學明主編(2010)『廣東語言文字工作60年紀事1949-2009』廣東高等教育出版社
- 劉飛宇・石俊(2005)「語言權的限制与保護—從地方方言訳制片被禁説起」『法學論壇』2005年第6期
- 全國人大教科文衛委員會教育室編著(2001)『中華人民共和國國家通用語言文字法 積義及實用指南』中國民主法制出版社
- 全國人大教科文衛委員會教育室・教育部語言文字應用管理司編寫(2001)『中華人民共和國國家通用語言文字法學習讀本』語文出版社
- 司法部法制宣傳司(2000)「『中華人民共和國國家通用語言文字法』講話」司法部法制宣傳司主弁『法制宣傳資料』2000年第11期
- 王乃燦・馬宏道(1989)『語言文字工作手冊』海燕出版社
- 魏丹(2010)「語言文字法制建設—我國語言規劃的重要實踐」『北華大學學報(社會科學版)』第11卷第3期
- 翁金箱(2011)「當前中國語言權立法狀況之分析—以近年來的語言事件為契機」『政法論壇』2011年第2期
- 張洪(2007)「電視方言節目如何走出困境」『傳媒觀察』2007年第11期
[新聞記事]
- 『北京晨報』2004年10月21日「禁播令惹褒貶不一 方言片大腕望禁令『不永遠』」
- 『北京青年報』2009年7月22日「『決戰南京』不符方言限令 陳宝國重新配音」
- 『長沙晚報』2004年10月20日「方言電視節目被敲警鐘 導演稱方言劇有其合理性」
- 『成都商報』2005年9月16日「廣電總局不准發嗲不准港台腔 李湘應該怎麼辦？」
- 『重慶商報』2009年7月17日「廣電總局重申影視劇要用普通話 領袖也不准說方言」
- 『大連晚報』2006年1月15日「『武林外傳』將無厘頭進行到底」
- 『東方早報』2009年7月17日「濫用方言何以成為影視劇的法宝？」
- 『東南快報』2009年8月19日「電視劇說方言被禁 廣電總局：請講普通話」
- 『都市快報』2009年8月12日「迫于廣電總局禁令 方言版『潛伏』昨晚停播」[廣電總局重申「方言令」 『額滴神』以後聽不到]
- 『華商報』2004年10月20日「廣電總局叫停方言版動畫片各方紛紛表態」
- 『華西都市報』2005年10月15日「廣電總局禁拍方言劇『王保長新篇』改說普通話」
- 『惠州日報』2009年7月23日「『決戰南京』重配音損失30萬」

『競報』2005年9月14日「广电总局下发主持人自律公约 嚴禁用港台腔方言」
『京華時報』2005年10月14日「广电总局出通知 『馬大帥』等方言劇獲綠燈」
『江南時報』2005年10月25日「李湘要將“港台腔”堅持到底」
『每日新報』2005年10月26日「楊光大帥說話沒毛病」
『每日新報』2006年1月13日「『武林外傳』喜氣逼人」
『三湘都市報』2009年7月18日「广电总局調控方言劇 『一家老小』要說普通話了」
『上海青年報』2006年12月15日「方言電視劇重新露臉 14個月禁令悄然『松綁』」
『瀋陽今報』2004年10月20日「广电总局叫停『猫和老鼠』」
『太原日報』2014年1月9日「綜藝節目將告別『方言抖包袱』 謝娜版『欲型』難再現」
『文匯報』2009年7月22日「广电总局重申：電視劇的語言應以普通話為主」
『西安晚報』2005年10月23日「陝西方言真的要遠離熒屏？」
『現代金報』2014年1月7日「寧波方言類節目暫不受影響」
『新京報』2009年7月17日「广电总局：『領袖』要講普通話」
『新聞晨報』2005年10月14日「广电总局進一步規範方言電視劇 各方反映低調」
『新聞晨報』2014年1月5日「主持人要講普通話，不夾雜不必要外文」
『羊城晚報』2009年7月17日「广电总局限制電視劇方言 廣東制播方搖頭嘆難行」
『揚子晚報』2014年1月8日「广电总局要求規範普通話 『老吳韶韶』不受影響」